

平成30年7月9日

労災年金証書を紛失した場合について ～ 年金証書の再発行を受けることができます ～

今回の広島県等における大雨による土砂災害等（以下「今回の災害」といいます。）で被災された方で労災保険の傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、特別遺族年金を受けている方が、年金証書をなくしたり、著しく破損したときは、年金の支給決定を受けた労働基準監督署に「年金証書再交付申請書」を提出すれば再交付を受けることができます。

「年金証書再交付申請書」は、最寄りの労働基準監督署で入手することができます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は広島労働局労働基準部労災補償課（Tel 082-221-9245）までお問い合わせください。